

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田 吉泰

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)
地域名 (地域内農業集落名)	御厨3 (板橋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月16日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、農業者の高齢化が進んでいるが、中山間地域等直接支払制度等を活用し地域全体での共同作業によりある程度の農地・用水路の保全はできている。しかし、後継者などの担い手が不足している状況に変わりはなく、今後5年後、10年後のビジョンについてはなかなか見通すことは困難な状況にある。

水稻以外では、飼料作物を作っても地域内に大規模畜産農家もなく引き受け手がなかったり、畑での作物も販路もなく売り上げを伸ばすことができない。

有害鳥獣については、ワイヤーメッシュ柵による防護柵をしているところでも農作物被害が発生している状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

離農者や農業者の高齢化に伴う耕作放棄地の拡大を防ぐため、中山間地域等直接支払制度を活用し、農家・非農家及び地元企業等の協力体制の強化を図る。圃場としては、圃場整備を実施している区画も多く、農作業の効率化を図る観点から、機械の大型化・共同利用化を検討する。

生産効率の低い農地については、労力をあまり要しない収益性のある高収益作物(果樹等)の作付けを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備が完了している区域を中心として、その周辺農地を含め集約・集積を行う区域とする。林地周辺等にある農地は保全・林地化・鳥獣緩衝地帯等行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
離農者や後継者不在者の農地について地域内で情報共有し、地域内における今後中心となる担い手農業者(地域内外問わず)を中心に集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
圃場整備を実施している農地については、農地中間管理機構を活用し集積・集約を図り、営農の効率化、所得向上に繋げる。現時点で受け手未定の農地は条件の悪いところが多く機構の活用が難しい場合がある。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備区域外においては、大きな段差があったり地形的に基盤整備が難しい箇所もあるため、中山間地域等直接支制度を活用し、農道や水路の補修・管理を行っていく。圃場整備区域においても中山間地域等直接支制度を活用しつつ、担い手のニーズを踏まえながら、必要に応じて大区画化等の基盤整備事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
離農者や後継者不在者の農地を地域内の担い手へ継承することを基本としつつ、必要に応じて地域外からも多様な経営体の参入を促す。これまでの地域活動により地域内の調和が取れているため、担い手となる農業者も含め今後も協力体制を構築していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため地域担い手や若手の農業者が作業の一部を受託するなどしており、今後も地域全体での取組みが必要である。また、担い手不足を解消するため、農作業ボランティアなどの外部労力による作業委託なども検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの防護柵を設置している箇所でも被害が発生している状況にあるため、維持・管理の徹底を図る。また、被害低減を図るため、耕作放棄地の管理や農作物の適正廃棄、緩衝地帯の設置など地域取り組む。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、適格化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。